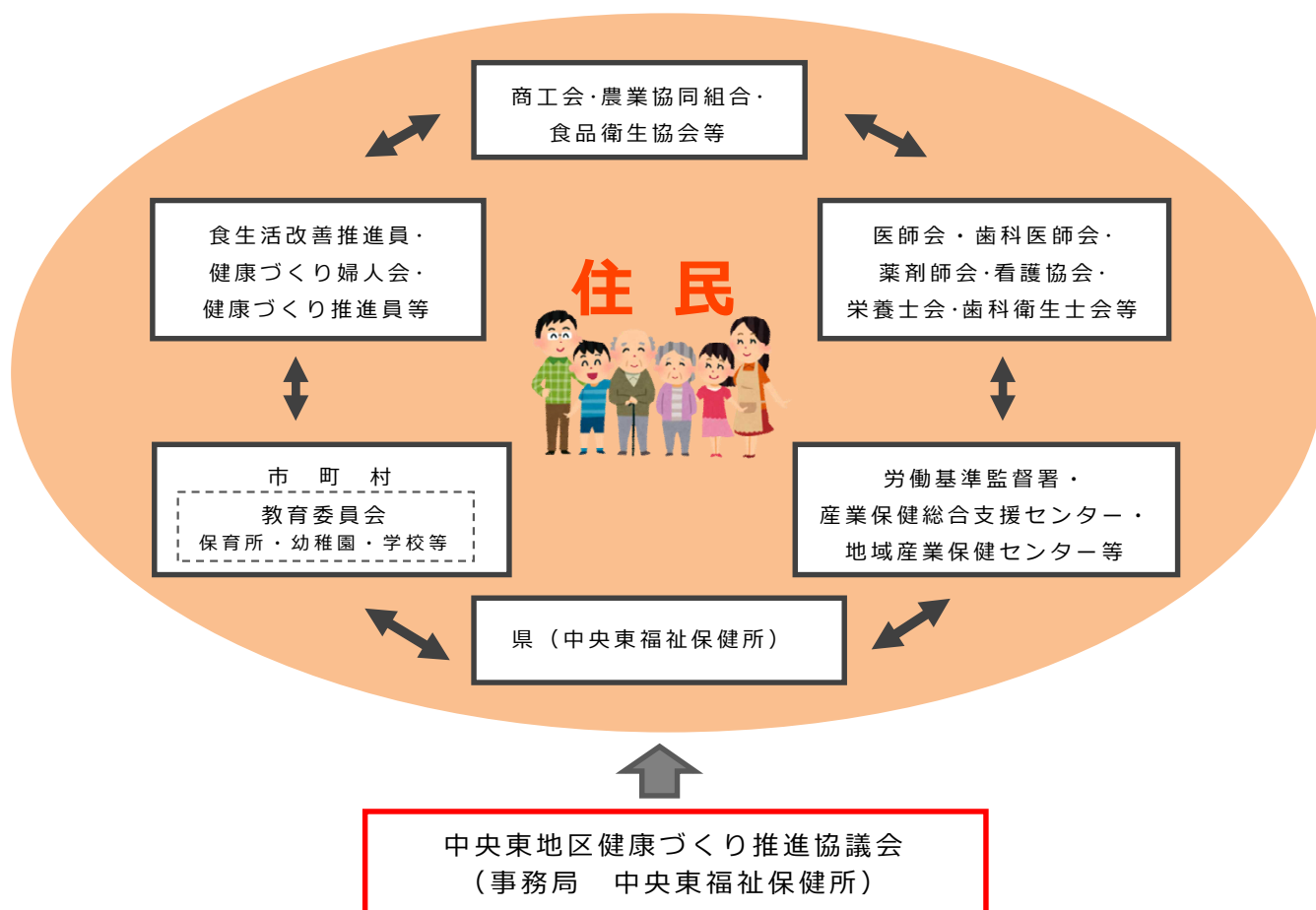


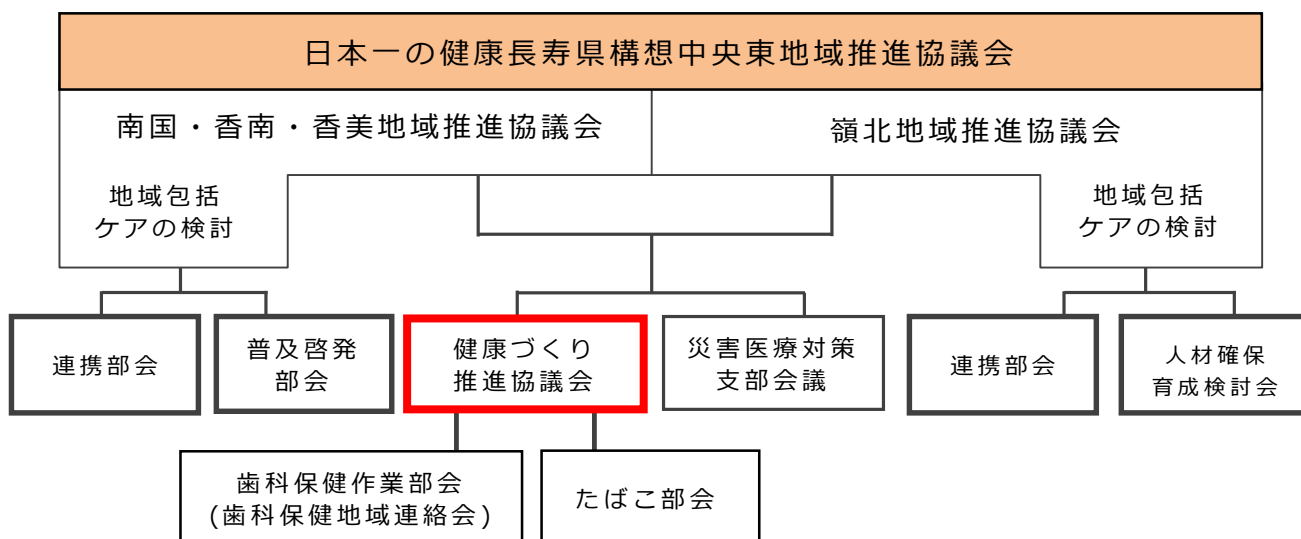
第5章 計画の推進体制と進行管理

第3期中央東行動計画は、高知県中央東地区健康づくり推進協議会において策定しました。今後は、協議会を中心に、各関係機関や団体等が協力連携し、その特性に応じた健康づくりを推進していきます。また、協議会において計画の進捗状況を報告し、施策の効果を検証していきます。

計画の推進体制イメージ



中央東福祉保健所における日本一の健康長寿県構想推進体制



高知県中央東地区健康づくり推進協議会設置要領
(中央東福祉保健所管内地域・職域連携推進協議会)

(設置)

第1条 日本一の健康長寿県構想中央東地域推進協議会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、高知県中央東地区健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、南国市、香南市、香美市、嶺北地域における健康づくりを推進し、生活習慣病を予防するため、健康の現状、問題点、対策等に関する必要な事項の検討を行うとともに、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

2 協議会は、地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年十二月一日付け厚生省告示第三百七十四号）に基づく、地域・職域連携推進協議会の業務を併せ行うものとする。

(名称及び事務局)

第3条 協議会は、「高知県中央東地区健康づくり推進協議会」と称し、事務局を高知県中央東福祉保健所（香美市土佐山田町山田 1128-1）内に置く。

(任務)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域保健、職域保健における健康課題を明確にすること。
- (2) 健診及び保健指導の実施に関すること。
- (3) 健康づくりに関する社会資源についての情報交換、有効活用、連携及び調整を行うこと。
- (4) 健康づくりに資する具体的な事業の企画、実施及び評価を行う。
- (5) その他健康づくりに必要な事項

(会の構成)

第5条 協議会は、次の団体の委員を持って構成する。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 高知労働基準監督署 | 1名 |
| (2) 中央東福祉保健所 | 1名 |
| (3) 管内市町村 | 7名 |
| (4) 一般社団法人香美郡医師会 | 1名 |
| (5) 一般社団法人土佐長岡郡医師会 | 1名 |
| (6) 香美香南歯科医師会 | 1名 |
| (7) 土長南国歯科医師会 | 1名 |
| (8) 公益社団法人高知県薬剤師会香長土支部 | 1名 |
| (9) 管内商工会 | 4名 |
| (10) 土佐香美農業協同組合 | 1名 |
| (11) 中央東地区食生活改善推進協議会 | 1名 |
| (12) 中央東福祉保健所管内健康づくり婦人会連合会 | 1名 |

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

- 2 役員は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第7条 協議会は、第1条の目的を達成するため、協議会の中に幹事会を設けることができる。

- 2 幹事会の構成及び人数は、役員が協議して定め、会長が指名する。
- 3 会長は、前項の規定により幹事会を設置したときは、協議会の委員に直ちに通知しなければならない。

(作業部会)

第8条 協議会は、作業部会を置き、担当する分野に関する事項を協議することができる。

- 2 作業部会の構成及び人数は、会長が指名する。
- 3 作業部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告しなければならない。但し、作業部会からの報告は、報告文書を送付して報告に代えることができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、役員が協議して別に定める。

- 2 前項の規定により定めた事項については、協議会で承認を得なければならない。
なお、協議会で承認が得られなかったときは、前項の規定により定められた事項については、承認されなかった日以降、無効とする。

(附則)

この要領は、平成19年11月21日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年3月3日から施行する。

この要領は、平成23年1月19日から施行する。

この要領は、平成23年8月25日から施行する。

この要領は、平成24年8月2日から施行する。

この要領は、平成25年8月13日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成 29 年度高知県中央東地区健康づくり推進協議会及び部会の委員名簿

(○は会長)

高知県中央東地区健康づくり推進協議会 委員名簿

所 属	役職等	氏 名
一般社団法人 香美郡医師会	副会長	○疋田 隆雄
一般社団法人 土佐長岡郡医師会	副会長	宮田 敬三
香美香南歯科医師会	会長	岡西 裕公
土長南国歯科医師会	理事	蟹谷 容子
公益社団法人 高知県薬剤師会香長土支部	支部長	稲本 悠
高知労働基準監督署	署長	田村 孔宏
南国市商工会	事務局長	今久保 康夫
香南市商工会	事務局長	濱田 学
香美市商工会	事務局長	吉村 宏
本山町商工会	事務局長	武内 則之
土佐香美農業協同組合総務部人事課	課長	郡 哲哉
中央東地区食生活改善推進協議会	会長	西村 富美子
中央東福祉保健所管内健康づくり婦人会連合会	会長	林 幸恵
南国市保健福祉センター	所長	高橋 元和
香南市健康対策課	課長	島村 千春
香美市健康介護支援課	課長	前田 哲夫
本山町健康福祉課	課長	川村 勝彦
大豊町住民課	課長	大石 雅夫
土佐町健康福祉課	課長	上村 明弘
大川村総務課	課長	近藤 諭士
高知県中央東福祉保健所	所長	田上 豊資

歯科保健作業部会（中央東歯科保健地域連絡会）

所 属	役職等	氏 名
香美香南歯科医師会	会長	○岡西 裕公
土長南国歯科医師会	会長	前田 好正
中央東地域歯科衛生士の会	代表	西岡 仁子
中央東ブロック介護支援専門員連絡協議会	会長	権藤 重治
香美市立なかよし保育園	園長／保育士	式地 美智
香美市立片地小学校	養護教諭	久冢 正美
南国市保健福祉センター	歯科衛生士	高橋 麻央
香南市健康対策課	主任／保健師	岡崎 直子
同	保健師	大和 愛
香美市健康介護支援課	保健師	今久保 仁柚
同	保健師	徳田 富貴子
本山町健康福祉課	保健師	細川 ちなみ
大豊町住民課	保健師	奈良崎 亜里
土佐町健康福祉課	係長／保健師	伊藤 充恵
大川村総務課	保健師	田中 愛紗美